

第3期山北町子ども・子育て支援事業計画について

1. こども家庭庁・市町村こども計画について

○こども家庭庁

子育てや少子化、児童虐待、いじめなど子どもを取り巻く社会問題に対して本質的な対策を進め解決するために内閣府に設置された組織です。令和4年6月に「こども家庭庁設置法」と「こども基本法」が成立し、令和5年4月に発足しました。

○こども基本法

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども政策を総合的に推進することを目的とする法律です。

○こども大綱

これまで別々に作成・推進されてきた、「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めたものとして、「こども基本法」に基づき令和5年12月に国で閣議決定されました。

【こども大綱におけるこども施策に対する基本的方針】

1	こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
2	こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
3	こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
4	良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
5	若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む。
6	施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

○市町村こども計画について

「こども基本法」第 10 条により、都道府県、市町村は「こども大綱」を勘案し、各自治体におけるこども施策についての計画（都道府県こども計画・市町村こども計画）を定めるよう努力義務化されました。

2. 次期町計画について

○次期計画の構成及び内容

国の指針では、「市町村こども計画」について、各自治体が策定済みの「子ども・子育て支援事業計画」と一体のものとして策定可能としており、本町の次期第 3 期計画では、現行計画の位置づけに加えて「こども大綱」に沿った内容を加味して、計画を策定していきます。

① 第 3 期子ども子育て支援事業計画

「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づき、基本指針等を計画へ反映させていきます。

② 子どもの貧困計画

「子どもの貧困対策推進法」及び「子どもの貧困対策大綱」に基づき、子どもの貧困に対する対策事業等、町の推進体制を明示します。

③ こども計画

「こども基本法」及び「こども大綱」に基づき、こども施策に対する基本的な方針やこども施策を推進していくために必要な事項等について検討するとともに、こどもの誕生前から幼児期、学童期・思春期、青年期まで切れ目のない支援施策等について明示します。

【一体的に策定が可能となっている計画】

根拠法	計画	内容
子ども・子育て支援法	市町村子ども・子育て支援事業計画	基本指針に即して 5 年を 1 期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定める。
次世代育成支援対策推進法	市町村行動計画	次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するための行動計画。
子どもの貧困対策推進に関する法律	市町村子どもの貧困対策推進計画	子どもの貧困対策として取り組むべき事項を定める。
こども基本法	市町村こども計画	こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法
子ども・若者育成支援推進法	市町村子ども・若者計画	子どもから 30 代までの人々が自らの居場所を得て、成長活躍できる社会を目指す。